

感染症の予防についてのお願い

日頃より、いこいの森の活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

いこいの森では感染症の拡大を未然に防ぐため、対策を講じているところではございますが、ご来所されま
すご家族様にも下記の内容に関しましてご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

○このような症状があれば受診し、デイサービスの利用が可能か医師に確認して下さい。

- ・発熱(37.5℃以上が持続する場合)
- ・咳、鼻水、痰(普段より多い、色が違うなど)
- ・嘔吐、下痢(普段より回数が多い、においや色が違うなど)
- ・発疹

※デイサービス利用時に職員に症状の経過をお知らせください。

○以下の疾患と診断された場合、デイサービス利用停止の期間の基準を表のとおりとさせていただきます。

※学校保健安全法による基準

種類	デイサービス利用停止の期間の基準
インフルエンザ(鳥インフルエンザ、 新型インフルエンザを除く)	発症後5日かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症(ウイルス性の上気道炎や 気管支炎または胃腸炎など)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

☆ご家族が罹患した場合でも、利用前に職員へご相談ください。